

山県郡 3 町村合併に関する住民説明会 次第

- 1 町村長あいさつ
- 2 来賓あいさつ
- 3 新市まちづくり計画についての説明
- 4 合併協議事項調整方針についての説明
- 5 質疑応答
- 6 閉 会

合併協議会設置以降の経緯と合併までの主なスケジュール

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

年 月	事 項
平成13年 8月	<p>合併協議会設置</p> <p>【合併協議会の開催】</p> <p>平成13年8月13日 第1回合併協議会 9月 3日 第2回合併協議会 10月 1日 第3回合併協議会 11月 1日 第4回合併協議会 平成14年1月10日 第5回合併協議会 2月 1日 第6回合併協議会 3月 1日 第7回合併協議会 4月 1日 第8回合併協議会 5月 1日 第9回合併協議会 6月 3日 第10回合併協議会 7月 1日 第11回合併協議会 8月 1日 第12回合併協議会 9月 2日 第13回合併協議会（予定）</p>
平成14年 7月	新市建設計画の岐阜県知事との協議終了
平成14年 8月	新市建設計画の最終承認（第12回合併協議会）
（以下は予定）	
平成14年 9月	<p>合併協定調印</p> <p>3町村議会の議決（廃置分合、財産処分、議員定数、議員の在任特例、農業委員の任期）</p>
平成14年10月	<p>3町村長から岐阜県知事に廃置分合の申請</p> <p>岐阜県知事による総務大臣との市制施行協議</p>
平成14年12月	<p>岐阜県議会の議決</p> <p>岐阜県知事による廃置分合（市制施行）の決定</p>
平成15年 1月	岐阜県知事から総務大臣への届出
平成15年 2月	総務大臣による告示
平成15年 4月	山県市の誕生

豊かな自然と活力ある都市が調和した

安らかで快適な21世紀の 住みよいまちづくり

新市まちづくり計画 ダイジェスト版



高富町・伊自良村・美山町合併協議会

(はじめに)

合併の効果

～高富町・伊自良村・美山町が合併したら～

行財政能力の向上が見込まれます

地方分権の進展を踏まえ、これからの地方自治体は、より一層の行財政能力の向上が求められます。厳しい財政状況の中で、地域の自主・自立力を高めるためには、高富町、伊自良村、美山町の3町村が合併して行財政能力を強化し、より総合的かつ効果的な施策による地域づくりを行っていく必要があります。

多様化・高度化する行政ニーズへの対応が可能になります

住民の皆さまの様々な声にお応えするためには、行政組織や運営の効率化、総合的な施策の展開、専門職員の育成などによって行政能力を高めていく必要があります。3町村の合併は、その有効な手段となります。

また、市町村合併に際しての国や県の財政支援をまちづくりに活用することによって、多様で高度なサービスを提供できる可能性が広がります。

地域の一体化は、活力の向上を生み出します

高富町、伊自良村、美山町の3町村は、同じ山県郡にあって、これまでも広域行政を進めてきた実績があり、経済・文化・生活の面でも結びつきが強く、豊かな自然資源などの共通する魅力を持っています。

3町村の合併により、総合的なまちづくりを推進することによって、地域の一体化と活性化を図り、地域の魅力の向上が期待されます。

行財政運営が効率化できる！



「議員の数や職員の数も減るんじゃない。きっと人件費が減らせるわね！」

住民の皆さまのニーズにもっと応えられる！



「様々な行政サービスや新しい事業の展開が期待できるわ。」

ひとつになって地域の魅力を高められる！



「3町村の魅力の合体だ！わがまち自慢が3倍になるね。」

住民の皆さまの思い

平成13年10月に行った

「新しいまちづくりに関する住民意識調査」の結果からご紹介します。

〈合併後の新市の将来イメージ〉

回答のベスト3は！

- 1 健康づくりや子ども・お年寄りなどを大切にする保健・福祉のまち
- 2 緑豊かな自然環境を大切にするまち
- 3 道路、公園、上下水道などの生活環境が整ったまち

「安心して心豊かな日常生活がやはり一番ね。」

〈町村合併に期待すること〉

回答のベスト3は！

- 1 行政の効率化による経費削減
- 2 各種行政サービスの充実と安定的提供
- 3 道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり

「もっともっと効率的にして、行政サービスが充実するといいね！」

〈合併による新市の施策充実化への期待〉

回答のベスト3は！

- 1 保健・医療体制の充実
- 2 社会保障の充実
- 3 高齢者福祉の充実

「保健・医療・福祉などの分野で、不安をなくすことに期待が寄せられているね。」

皆さまご協力ありがとうございました。

時代の潮流

- 地方分権と独自の地域づくり
地方自治体の行財政基盤の強化と自治力の向上
- 少子・高齢化
総合的な福祉政策の実施
- 情報化・国際化
地域情報化、国際交流の推進
- 成熟化
住民ニーズの多様化に対応した総合的なまちづくりと行政能力・サービスの向上

地域の特性

- 都市近郊に位置するが、山地丘陵部が大半で自然環境に恵まれている
- 人口は約31,000人で、これまで増加傾向にあったが、減少に転じた
- 高齢化が県全体に比べて進行している
- 県全体に比べ第2次産業の比率が高い特に地場産業のある北部で顕著
- 第3次産業の比率が増加傾向にある
- 住民の生活圏は都市部に及んでいる
- 広域的連絡や地域内各地を結ぶための幹線道路の整備が課題
- 下水道整備が課題

住民の意向

(新しいまちづくりに関する
住民意識調査結果から)

- 保健、医療、福祉分野に対する期待が大きい
- 生活環境、特に道路整備に対する期待が大きい
- 自然環境を大切にしたいという意向が強い
- 教育の充実が望まれている

など

新市の課題

- 高齢社会への対応
- 快適で便利な生活環境整備
- 自然環境の保全
- 地域産業の振興・育成
- 人材育成と若年層の定着

高富町、伊自良村、美山町が合併して新しいまちづくりを進めていくためのよりどころとして、新市まちづくり計画を作りました。

この計画は、3町村が一日も早くひとつになって、地域の発展と住民福祉の向上を図るための道筋を示すものです。

計画の期間は、平成15年度から平成24年度までの10年間です。

まちづくりの基本理念

豊かな自然と活力ある都市が調和した 『安らかで快適な21世紀の 住みよいまちづくり』

●時代の変化に対応したまちづくりを目指します！



「今は地方分権、少子・高齢化、情報化、国際化、成熟化の進展など大きな転換期にあるね。」

「このような社会の変化に適切に対応し、“新たな意識”を持って新市のまちづくりをすべきだね。」



●地域の特長と可能性を生かします！



「みどり豊かな森林、美しい清流などの自然環境に恵まれているよね。」

「そうね、でも住宅や商業・工業地域などもあるわ。」



「どちらも新市の魅力になるわ。調和のとれた素敵なまちになるのね。今からワクワクしちゃうわ。」

●住みよいまちづくりを目指します！



「どんなまちになるの？」

「ずっと安らぎを感じられるまち、快適で便利なまちを目指すんだ！」



まちづくりの基本方針

5つの基本方針に沿って新市のまちづくりを進めていきます。

基本方針 1 健やかで安らかなまちづくり

日頃からの健康管理によって、より多くの人々が健康な生活が送れるよう、保健・医療の体制を整えます。高齢者や障害者など社会的に立場の弱い方々の不安を解消し、だれもが安心して生きがいを持って暮らせる地域社会づくりを進めます。福祉活動の拠点として今ある施設の有効利用を図り、地域に根ざした福祉施策を展開します。さらに、少子化対策として子育て支援を進めます。

また、生活の安全を守るために、災害や犯罪などの緊急事態に対する体制を整え、安全安心のまちづくりを進めます。

- ・保健・医療の充実
- ・福祉機能の充実
- ・高齢者福祉の充実
- ・障害者福祉の充実
- ・子育て支援の充実
- ・安全・防災体制の整備
- ・河川・砂防事業の推進

【施策項目】	【主要事業】
保健・医療	地域医療体制の充実 健康診査、健康相談の充実
福祉機能の強化	福祉事務所の設置 基幹型在宅介護支援センターの設置
福祉施設等の整備	(仮称) 北部デイサービスセンター整備事業 養護老人ホーム美山荘改修事業 シルバー人材センター事務所改修事業 既存福祉施設の有効活用 (仮称) 山県郡まるごと福祉健康村拠点施設整備事業
高齢者福祉	高齢者福祉サービスの充実
障害者福祉	生活支援の充実 交流機会の創出
子育て支援	乳幼児医療費助成事業の充実 保育サービスの充実 児童厚生施設の適正配置の検討 コミュニティママ子育てサポート事業
防災まちづくり	地域防災計画の策定 防災行政無線整備事業 消防緊急通信指令施設整備事業 消防本部・南消防署整備事業 各種防災・防犯施設整備事業 ヘリポート設置の検討
河川・砂防事業	基幹河川改修事業（鳥羽川、武儀川）〔県事業〕 河川局部改良事業（鳥羽川、伊自良川）〔県事業〕 急傾斜地崩壊対策事業〔県事業〕 通常砂防事業〔県事業〕



基本方針 2 便利で快適なまちづくり

新しい市がひとつに強く結びつき、広域の交通が便利になるように、幹線道路網の改良整備を行います。さらに東海環状自動車道の整備促進を働きかけ、(仮称)高富インターチェンジが早く開設できるよう取り組みます。また、重要な公共交通機関としてバスを有効に活用できるよう努めます。

上下水道、住宅などの整備を進めて、快適な暮らしが送れる環境づくりを進めます。

今後ますます進む高度情報化に対応するため、地域情報化施策を進め、皆さまのニーズに対応した情報ネットワークをつくります。また、行政サービスが一層良くなるよう努めます。

- ・幹線道路網等の整備促進
- ・上下水道の整備
- ・情報通信基盤の整備
- ・交通公共機関の機能充実
- ・良好な定住環境の整備
- ・行政サービスの向上

【施策項目】	【主要事業】
幹線交通網の整備促進	東海環状自動車道整備及び(仮称)高富インターチェンジの建設促進 国道256号道路改築事業〔県事業〕 国道418号道路改築事業〔県事業〕 主要地方道岐早美山線道路改築事業〔県事業〕 県道伊自良高富線道路改良事業〔県事業〕 県道神崎高富線道路改良事業〔県事業〕 交通安全事業、交通安全施設整備事業〔県事業〕 橋梁補修事業〔県事業〕 市道建設・改良事業 サイクリング・ウォーキングロード整備事業 道の駅整備の検討
公共交通機関の機能充実	自主運行バスの拡充、利便性の向上
上下水道の整備	簡易水道統合事業 上水道水源地設備改良事業 公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 農業集落排水事業 小型合併処理浄化槽事業
住環境の整備	土地区画整理事業 公営住宅建設事業 山田宅地開発事業 県営中山間地域農村活性化総合整備事業〔県事業〕
情報通信基盤の整備	有線テレビ放送(CATV)の拡充整備 高速情報通信網の整備 各分野における地域情報化の推進 移動通信用鉄塔施設整備事業
行政サービスの向上	行政情報ネットワークの構築 行政の情報化推進 庁舎、公共施設の改修・整備



基本方針 3 豊かで美しい自然を守るまちづくり

新しい市の豊かで美しい自然環境を守っていくとともに、共生・交流体験やレクリエーション活動の場として活用していきます。

また、下水道を整備してきれいな水・きれいな川を守ります。
環境にやさしい社会を目指し、省資源・リサイクルを進めます。

- ・ 森林の整備と活用
- ・ 水環境の保全
- ・ 循環型社会の構築

【施策項目】	【主要事業】
森林の整備と活用	水源森林総合整備事業〔県事業〕 森林環境保全整備事業 四国山香りの森公園整備事業 グリーンツーリズム拠点施設整備事業
水環境の保全	公共下水道事業（再掲） 特定環境保全公共下水道事業（再掲） 農業集落排水事業（再掲） 小型合併処理浄化槽事業（再掲） 家畜糞尿処理施設整備事業 地方特定河川等環境整備事業
循環型社会の構築	環境基本計画等の策定の研究・検討 市役所庁舎におけるISO14001の取得 資源回収事業などリサイクル活動の支援 地域新エネルギー導入促進事業



基本方針 4 活力あふれる産業のまちづくり

地域の産業である農林業や中小企業を支援するとともに、新しい産業が生まれるように努め、活力に満ちたまちを目指します。観光レクリエーションなどの交流を進める拠点を活用して、活気と魅力あふれるまちにします。

- ・ 地場産業の振興
- ・ 新たな産業立地の推進
- ・ 交流拠点の整備

【施策項目】	【主要事業】
農林業の振興	県営中山間地域農村活性化総合整備事業〔県事業〕（再掲） 県営かんがい排水事業（中濃用水）〔県事業〕 ふるさと林道緊急整備事業 伊自良～根尾線〔県事業〕 公共林道開設事業 椿野～はじかみ線 ふるさと林道緊急整備事業 高田～斧田線 基盤整備促進事業（農業施設、農道等） 森林環境保全整備事業（再掲） 林業・木材産業構造改革事業
商工業の振興	商工会活動の支援 小口融資
産業立地の推進	新規産業等の立地促進 県営産業団地の誘致推進 県営産業団地周辺基盤整備事業 過疎地域における固定資産税の特例制度
交流拠点の整備	土地区画整理事業（インターチェンジ周辺整備） 四国山香りの森公園整備事業（再掲） グリーンツーリズム拠点施設整備事業（再掲）



基本方針 5 豊かな心と文化を育むまちづくり

学校、家庭、地域社会の連携を図り、心豊かでたくましく生きる子ども達を育てるとともに、高度情報化や国際化等の新しい時代の変化に対応した教育を進めます。また、皆さまの生涯学習・スポーツなどのニーズにあった環境づくりを進めるとともに、地域に根ざした文化が育つまちにします。

- ・ 教育環境の整備
- ・ 地域文化の振興
- ・ 生涯学習・スポーツの振興
- ・ 国際交流の推進

【施策項目】	【主要事業】
教育環境の整備	（仮称）学校・家庭・地域社会連携推進事業 総合教育研究所の設置 小中学校施設整備事業 小中学校 校内LAN・パソコン整備事業
生涯学習・スポーツ振興	総合スポーツ公園整備事業 サイクリング・ウォーキングロード整備事業（再掲） 総合型スポーツクラブの育成
地域文化の向上	埋蔵文化財の発掘・保護 伝承文化や伝統行事の保存 芸術文化団体・芸術文化活動の支援 文化の里整備事業 コンサートホールなど多目的に利用できる文化ホール整備事業の検討
国際交流の推進	中学校生徒海外派遣事業

財政計画

基本的な考え方

- 歳入・歳出の各項目ごとに、過去の実績、経済情勢や人口推移を勘案し、合併後10年間について普通会計ベース(※)で作成しました。

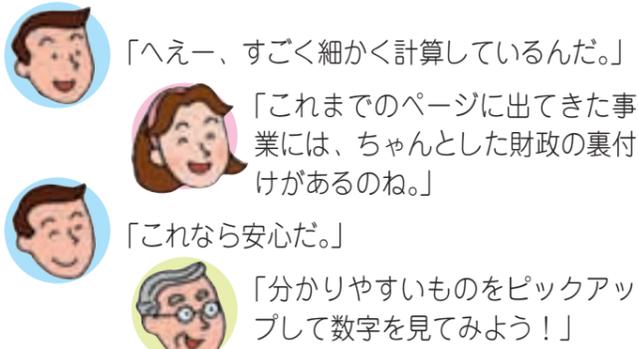
※新市が行政サービスを行う上での基本的な経費を計上する一般会計とほぼ同額になっています。特定の事業(国民健康保険・老人保健・上下水道・簡易水道・農業集落排水事業・財産区など)を行うための特別会計は含まれていません。

- 新市まちづくり計画に基づく主要事業、市民負担、サービス水準に関する調整方針に伴う財政影響分を反映させています。

- 合併に伴う節減経費、国による財政支援分、普通交付税の合併算定替(※)等を反映させています。

※合併後10カ年度は合併しなかった場合の普通交付税措置が全額保障されます。さらに5カ年度は激変緩和措置があります。

- 堅実な財政運営に心掛けるよう計画を立てました。



具体的な推計結果

- 議員定数・常勤特別職の減少・一般職の削減による人件費削減効果 ———— 約14.4億円

- ・議員数の減少により約1.7億円の経費削減が可能と推計されます。
- ・常勤特別職(町村長・助役等)の減少により約8.3億円の経費削減が可能と推計されます。
- ・常勤一般職の削減により約5.6億円の経費削減が可能と推計されます。
- ※非常勤特別職(教育相談員等)の充実のため、約1.2億円を充てる見込みです。

- 新市まちづくり計画に基づく主要事業費 ———— 約343.2億円

このうち、合併後の速やかな一体性確立等のための公共施設の整備事業及び基金造成事業に伴い発行することができる合併特例債は、約135.1億円を見込んでいます。

※合併特例債については、元利償還金に対して70%が普通交付税に上乗せされます。

- 国等による財政支援措置等

- ① 合併により上乗せとなる歳入見込み額 ———— 約11.8億円

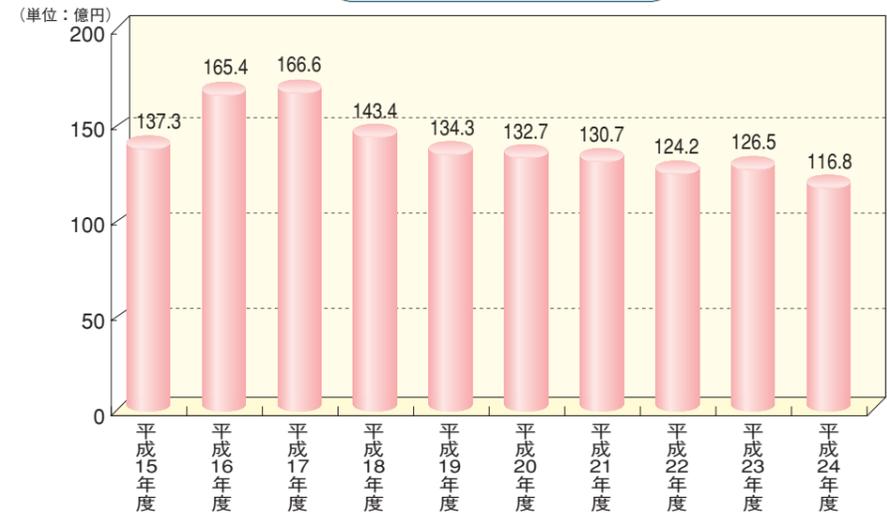
- ・普通交付税(当初5年間) 約3.2億円の歳入増加が見込まれます。
- ・特別交付税(当初3年間) 約5.6億円の歳入増加が見込まれます。
- ・国庫補助金(当初3年間の事業) 3億円の歳入増加が見込まれます。

- ② 市になって福祉事務所を設置すること等により増加する普通交付税(10年間分) ———— 約9.0億円

※普通交付税の合併算定替により、本来の普通交付税より上乗せとなる額(10年間分) 約60.4億円
※市になることによって増える普通交付税(10年間分) 約9.9億円

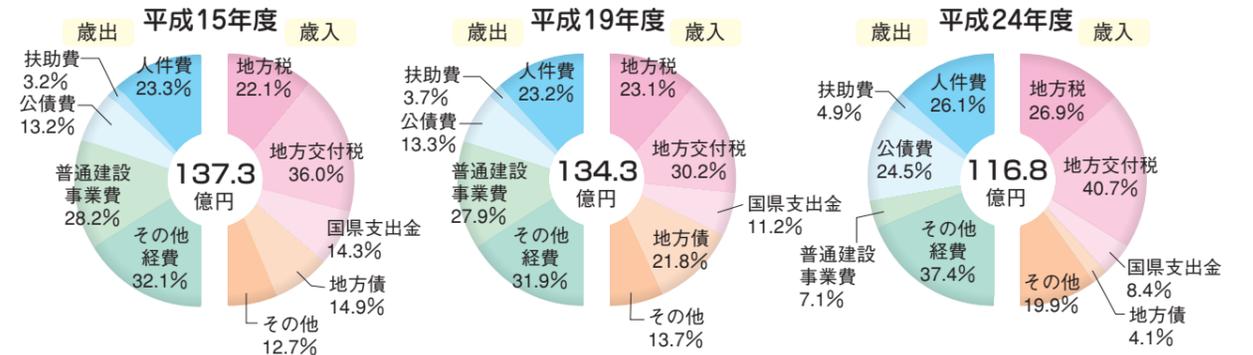


財政規模



※新市誕生当初は、速やかな一体性確立等のため、財政規模が大きくなっています。

抽出年度別ごとの財源内訳



※歳入においては、国による構造改革等を踏まえ、国県支出金や地方交付税は減少していくことを想定し、計画終期の頃には地方債に依存しない財政運営に心掛けています。また、歳出においては、高齢社会に対応するよう扶助費の伸びを見込み、地方債償還に伴う公債費の伸びを見込んでいます。

財政用語の解説

- ・地方税……国が課税する国税に対して市が課税する税で、市民税、固定資産税、市たばこ税などがあります。
- ・地方交付税……市が一定水準の事業を行えるよう財政力に応じて国から配分されるお金です。
- ・国県支出金……市が行う事業に対し、その財源の一部として国・県から使いみちを特定されて交付される補助金などです。
- ・地方債……市が建設事業などの財源に充てるため、国などから借りるお金です。
- ・人件費……議員等の特別職の報酬、一般職等の給与などが含まれています。
- ・扶助費……法令(生活保護法、児童福祉法、老人福祉法)等に基づき、生活弱者等を救済するためのお金です。
- ・公債費……市債として借りたお金の利子をつけて返済するためのお金です。
- ・普通建設事業費……道路改良、小中学校や福祉施設などの建設事業にかかるお金です。

※上記グラフの歳入の「その他」としては、分担金・負担金、使用料・手数料、繰入金、諸収入などが含まれています。また、歳出の「その他」としては、物件費、補助費、投資・出資・貸付金、積立金などが含まれています。

◆まちづくりの推進に向けて◆

1 連携・協働体制づくり

さまざまな課題に対して、住民の皆さまや各種団体の方々と行政が連携・協働して、地域全体で課題を解決していく体制づくりを進めます。

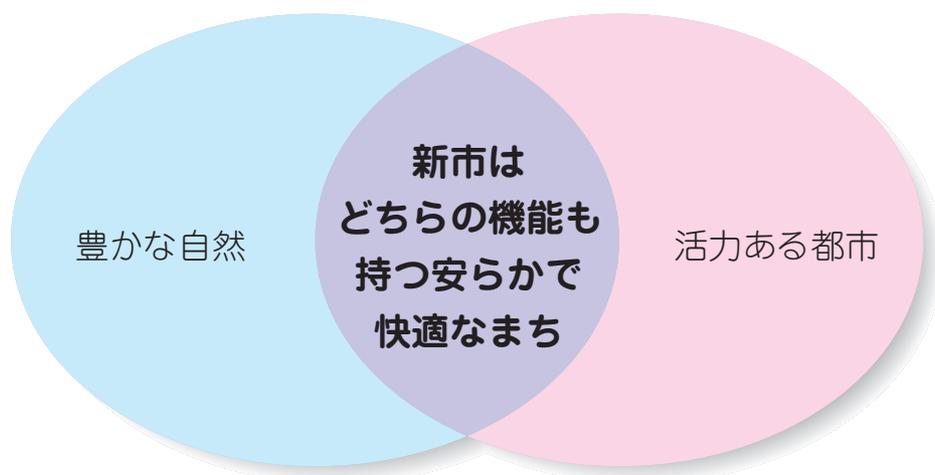
2 新市の一体化の推進

新しい市の住民がひとつになって、いち早く新市の住民としての意識が持てるように、まちづくりの基本理念を念頭に、新市として早くひとつになれるための施策を進めます。

3 行財政改革の推進

合併による行財政の強化は、まちづくりを進める上でとても重要な効果ですが、新しい市においても、さらに行財政の効率性を高め、強化を図らなければなりません。このため、より一層職員の意識を高め、行財政改革を進めます。

また、住民の皆さまから信頼される行政の運営に心がけます。



新市まちづくり計画ダイジェスト版

発行日／平成14年8月

企画・編集／高富町・伊自良村・美山町合併協議会

〒501-2192 岐阜県山県郡高富町高木1000番地1
高富町役場庁舎内

TEL.0581(23)1100 FAX.0581(23)1101

E-mail info@gappei-tim.jp

URL <http://www.gappei-tim.jp>



この印刷物は石油系インキではなく、地球に優しい大豆油を使用したインキで印刷されています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています

合併協議事項調整方針

平成14年8月

高 富 町

伊 自 良 村

美 山 町

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

1 合併の方式

山県郡高富町、同郡伊自良村及び同郡美山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

合併の方式には、新設合併（いわゆる対等合併）と編入合併（いわゆる吸収合併）があります。

2 合併の期日

合併の目標期日は、平成15年（2003年）4月1日とする。

平成16年3月31日までに合併した場合は、人口3万人以上の要件のみで市になれます。

3 新市の名称

新市の名称は、山県市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、岐阜県山県郡高富町高木1000番地1とする。

現在の伊自良村役場を「伊自良支所」とし、現在の美山町役場を「美山支所」とする。

現在の高富町役場が新市の市役所になります。

伊自良支所・美山支所の他に、現美山町中央公民館敷地内に「西武芸出張所」を設置します。

5 財産及び債務の取扱い

(1) 3町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

(2) 財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

高富町及び美山町には、次の財産区があります。

高富町 高富財産区

美山町 葛原財産区・谷合財産区・北武芸財産区・青波財産区・富永財産区・乾財産区

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

(1) 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成16年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

在任特例制度を適用する場合は、合併後最長2年まで在任できます。

(2) 新市の議会の議員の定数は22人とする。

現3町村の議会の議員数合計 42人(高富町16人・伊自良村12人・美山町14人)
平成15年1月1日以降、地方自治法に基づく新市の議会の議員の定数の上限は26人となります。

(3) 選挙区については、新市において在任特例適用期間中に検討する。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

新市に1つの農業委員会を置き、3町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成15年9月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

任期の特例制度を適用する場合は、合併後最長1年まで在任できます。

8 地方税の取扱い

(1) 個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町(村)たばこ税・鉱山税・特別土地保有税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

3町村とも標準税率を採用しています。

(2) 入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。

(3) 固定資産税の納期については、美山町の例により調整する。

(4) 軽自動車税の納期については、伊自良村・美山町の例により調整する。

合併時に新たな税は創設しません。

9 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 高富町、伊自良村及び美山町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

3町村の一般職の職員数合計(平成14年4月1日現在)

条例定数397人 ・ 実職員数367人

(2) 山県郡障害児療育施設事務組合、山県郡老人福祉施設事務組合、山県消防組合、山県郡環境衛生施設組合及び山県郡保健福祉事務組合の一般職の職員につ

いては、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

上記の一部事務組合の一般職の職員数合計(平成14年4月1日現在)

条例定数95人 ・ 実職員数74人

- (3) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (4) 職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。
- (5) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障する。

10 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 新市の職務執行者については、3町村の長が別に協議して定めるものとする。

新市の職務執行者とは、市長が選挙されるまでの間、市長の職務を行う者です。

- (2) 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町村の長が協議して定めるものとする。

法に特例の定めのあるもの 教育委員会委員・選挙管理委員会委員・
固定資産評価審査委員会委員

11 条例、規則等の取扱い

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障がないよう整備する。

12 事務組織及び機構の取扱い

新市における事務組織及び機構については、次の「新市における組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

「新市における組織・機構の整備方針」

- (1) 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- (2) 市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (3) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- (4) 簡素で効率的な組織・機構

新市の組織・機構

議会事務局・総務部・企画部・市民部・保健福祉部(福祉事務所)・産業経済部・基盤整

13 一部事務組合等の取扱い

- (1) 3町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日に至るまでの事務及び財産を新市に引き継ぐものとする。

山県消防組合(消防関係)・山県郡環境衛生施設組合(一般廃棄物処理施設関係)・山県郡保健福祉事務組合(介護保険関係)・山県郡老人福祉施設事務組合(養護老人ホーム関係)・山県郡障害児療育施設事務組合(郡内居住心身障害児の通園療育指導関係)

- (2) その他の一部事務組合については、3町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日当該組合に加入する。

岐北衛生施設利用組合(し尿処理、火葬場関係)・中濃市町村造林組合(組合が保有する造林事業関係)・その他の一部事務組合 3(岐阜県市町村職員退職手当組合 等)

- (3) 岐阜地域広域市町村圏協議会については、3町村は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日当該協議会に加入する。

- (4) 山県郡公平委員会については、合併の前日をもって廃止し、新市において合併の日公平委員会を設置する。

14 使用料・手数料等の取扱い

- (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。

- (2) 手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。

新市において、大半の「使用料」「手数料」は現行のとおりです。地域によって、変更により値上げとなる手数料としては、次のようなものがあります。

住民票・印鑑証明書等の写し交付手数料、各種証明手数料等

現行 1件200円(伊自良村・美山町) 新市 1件300円

15 公共的団体等の取扱い

【公共的団体】

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。

3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に

努める。

3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。

独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

【土地開発公社】

- (1) 伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社については、高富町土地開発公社に債権を譲渡し債務を引き継ぎ、合併の前日までに解散する。
- (2) 高富町土地開発公社については、伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社の債権を譲受し債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。

16 各種団体への補助金、交付金等の取扱い

各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整する。

- (1) 3町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。

17 町、字の区域及び名称の取扱い

町、字の区域及び名称については現行のとおりとする。

(例) 現 行	新 市
岐阜県山県郡高富町高木1000 - 1	岐阜県山県市高木1000 - 1
岐阜県山県郡伊自良村大門922 - 4	岐阜県山県市大門922 - 4
岐阜県山県郡美山町谷合1358 - 1	岐阜県山県市谷合1358 - 1

18 慣行の取扱い

- (1) 市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言は、新市において調整する。
- (2) 市民の歌、市民の踊りについては新市において検討する。
- (3) 伊自良村及び美山町の歌はそれぞれの地域の歌とし、伊自良村及び美山町の踊りは、それぞれの地域の踊りとする。
- (4) 市のキャラクタ - マ - ク及びキャッチフレ - ズについては、新市において検討する。
- (5) 伊自良村のキャラクタ - マ - ク及びキャッチフレ - ズについては伊自良地域のキャラクタ - マ - ク及びキャッチフレ - ズとする。
- (6) 共同声明については、新市において検討する。

19 消防団の取扱い

消防団については、合併時に統合する。

- (1) 高富町、伊自良村及び美山町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。

条例定数合計(平成14年4月1日現在) 656人

- (2) 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐものとする。
- (3) 任用、給与、服務その他身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐものとする。

20 各種事務事業の取扱い

20 - 1 自治会関係事業

- (1) 自治会の組織及び区域は現行のとおりとし、名称については「自治会」とする。

現在、高富町は「自治会」、伊自良村及び美山町は「区」という名称を用いていますが、新市においては「自治会」に統一されます。

- (2) 自治会連合組織については、新市に市自治会連合会を置き、14の地区自治会連合会を置く(高富地域5、伊自良地域2、美山地域7)。

新市の自治会組織は次のとおりです。

市自治会連合会	┌	高富地域	— 地区自治会連合会(5) —	74自治会
		伊自良地域	— 地区自治会連合会(2) —	10自治会
		美山地域	— 地区自治会連合会(7) —	72自治会

- (3) 自治会連合会事業については新市において調整する。

20 - 2 防災関係事業

- (1) 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- (2) 伊自良村及び美山町の防災行政無線(同報系)の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備する。
- (3) 防災行政無線(移動系)の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに3町村の周波数の統一を図るものとする。

20 - 3 地域情報化関係事業

有線テレビ放送については、情報インフラの整備（幹線の光ファイバー化・デジタル対応等）を図り、双方向通信に対応すると共に、当該システムを市域全域に拡大し、新市の地域情報化を推進する。

新市全域で有線テレビ放送事業を実施できるよう、順次整備を進めます。
幹線の光ファイバー化により、デジタル対応や高速インターネットの利用が可能になります。

20 - 4 総合交通関係事業

高富町及び美山町の自主運行バス（道路運送法第21条に基づくもの）については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。

（1）新市において、高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行する。

具体的な路線や停留所については、今後検討します。

（2）料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて、100円・200円・300円の3種類とする。

（例） 現行バス料金と新市の自主運行バス料金比較表

区 間	現行バス料金	新市バス料金
美山町神崎から美山町谷合まで	410円	100円
美山町塩後から岐北病院まで	900円	300円
美山町出戸から岐北病院まで	650円	200円
伊自良村長滝から岐北病院まで	(360 + 200)円(注)	200円

（注）黒野線から高富町自主運行バスに乗り換えるため。

路線バスである黒野線については、合併後も岐阜バス料金体系が適用されます。

（3）回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。

20 - 5 国民健康保険事業

【保険税賦課関係】

（1）国民健康保険税については、合併時に統一した税率等を適用する。この場合、応益割合（均等割額、平等割額）が、45%以上55%未満となるよう調整する。

このことにより、7割軽減・5割軽減・2割軽減が適用されます。

応益割合は、現在3町村とも45%以上55%未満となるよう設定されています。

（2）平成15年度の医療保険分については、1人当たり保険税額が77,000円から78,000円となるよう調整する。ただし、所得金額、保険給付費等

の動向により再検討する。

平成13年度本算定時の1人当たりの保険税額は次のとおりです。

高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町
83,816円	75,469円	76,285円

- (3) 平成15年度の介護保険分については、1人当たり保険税額が15,000円から16,000円となるよう調整する。ただし、所得金額、介護給付金等の動向により再検討する。

平成13年度本算定時の1人当たりの保険税額は次のとおりです。

高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町
16,591円	16,518円	14,683円

- (4) 国民健康保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保するための適正な負担額となるよう最高5年間で調整する。
- (5) 賦課方式、軽減割合、課税限度額、賦課期日及び納期については、現行のとおりとする。

【保険給付・助成関係】

- (1) 国民健康保険療養給付費一部負担金については、現行のとおりとする。
- (2) 出産育児一時金については、現行のとおりとする。

現行額は、3町村とも1件につき 300,000円です。

- (3) 葬祭費については、50,000円とする。

現行額は高富町が20,000円 伊自良村及び美山町が50,000円です。

- (4) 高額療養費支払資金貸付事業については、高額療養費支給金額の9割相当額まで貸付を行うものとする。

現行は、高富町及び美山町が9割相当額まで、伊自良村が8割相当額まで貸付を行っています。

- (5) 成人病予防健診料助成事業については、助成額を1件につき10,000円とし、年齢制限は設けないものとする。

現行は、高富町が1件につき5,000円、伊自良村及び美山町が1件につき10,000円(ただし、美山町にあっては40歳以上の者)を助成しています。

- (6) 無受診世帯表彰にあっては、1世帯につき5,000円相当の記念品を進呈する。ただし、被保険者の人数加算は、行わないものとする。

現行は、高富町が被保険者1人当たり5,000円相当の記念品を、伊自良村が被保険者1人当たり15,000円分の商品券(2人目から1人増すごとに2,000円加算)を、美山町が1

世帯当たり5,000円相当の記念品を進呈しています。

20 - 6 福祉関係事業

【保育料】

- (1) 保育料については、美山町の例による。ただし、同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合の第2子及び第3子以降については高富町の例による。なお、新市の保育料は、国の徴収金基準額を参考に段階的に改定を図るものとする。

新市の保育料については、3町村で最も低い美山町の例に統一されます。

例えば、7階層のうち、該当者の多いと思われる第4・第5階層で比較しますと次のとおりです。

3歳未満児の場合(月額)

区分	高富町	伊自良村	美山町	国基準
第4階層	14,500円	13,500円	13,500円	30,000円
第5階層	28,000円	26,500円	20,000円	44,500円

3歳以上児の場合(月額)

区分	高富町	伊自良村	美山町	国基準
第4階層	12,500円	11,500円	11,000円	27,000円
第5階層	17,500円	17,000円	16,000円	41,500円

同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合は、第1子は全額徴収、第2子は半額徴収、第3子以降は10分の1を徴収します。

- (2) 延長保育料は、高富町の例による。

1時間につき1人当たり50円を徴収します。

【福祉医療費助成事業】

- (1) 乳幼児医療費助成事業については、新市において、対象者を小学校就学前(6歳に達した日以降における最初の3月31日)までの児童とし実施する。

現行の乳幼児医療費の助成対象は、高富町及び伊自良村が5歳未満の児童、美山町が小学校就学前(6歳に達した日以降における最初の3月31日)までの児童です。

- (2) 重度心身障害者医療費助成事業、重度心身障害老人医療費助成事業、69歳老人医療費助成事業及び母子家庭等医療費助成事業(伊自良村単独事業分を除く。)については、新市において県の補助基準により実施する。

3町村とも現在、県の補助基準により実施しています。

- (3) 母子家庭等医療費助成事業における伊自良村単独事業分及び父子家庭医療費

助成事業については、廃止する。

父子家庭医療費助成事業については現在、伊自良村のみ実施しています。

【高齢者福祉事業】

- (1) 国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体で実施するよう新市において調整する。
- (2) 各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、市域全体で実施するよう新市において調整する。
- (3) 高齢福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ市域全体の均衡を考慮し、新市において調整し実施する。

新市の高齢福祉サービスは、原則として3町村の中で最も高いサービスを提供するとともに、応分の受益者負担の原則に立った適切な利用料金を負担していただくよう調整しました。

変更となる主な高齢者福祉事業

高齢福祉事業の名称	事業の概要	現況			新市
		高富町	伊自良村	美山町	
外出支援サービス	医療機関等への外出支援(月2回まで)		×	×	
家事援助サービス	炊事・洗濯・掃除・買い物等の家事援助				注1
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス	寝具の乾燥・消毒、水洗い(年4回まで)	×			
紙おむつ購入助成	紙おむつ・清拭タオル等の購入費助成				注2
老人日常生活用具給付等	電磁調理器・電話等の貸与			×	
高齢者等配食(宅配)サービス	毎昼・夕食(月～金曜日)宅配料助成				
老人ミニデイサービス	日常生活指導・健康相談・レクリエーション等		×		
生活管理指導短期宿泊事業	養護老人ホーム(1週間以内)宿泊費助成		×		
在宅寝たきり老人等介護人慰労金支給	被介護人1人当たり月額3,000円を支給	×	×		
家族介護慰労金等支給事業		×	×		×
入浴券・マッサージ助成券給付			×	×	×

印 = 新市で実施するサービス等

印 = 新市でのサービスと同等以上のサービスを実施している場合

印 = 新市のサービスに満たないもの若しくは若干異なった制度で実施している場合

×印 = 実施されていない(しない)場合

注1 新市の利用料は、所得割方式となります。

注2 新市においては市町村民税所得割額により補助率が決定されることとなります。

20 - 7 保健・環境関係事業

【保健関係事業】

- (1) 新市における老人保健事業については、原則として現行のとおりとする。ただし、基本健康診査(個別)、子宮がん検診(個別)、乳がん検診(個別)、骨密度検査、高齢者健康相談及び腎臓食料理教室については、新市において市域全体の事業として実施する。
- (2) 各種健(検)診の受診者個人負担金については、応分の受益者負担の原則を基本に、合併時に統一する。

各種健(検)診の受診者個人負担金

健(検)診名	受診方法	現 行			新 市
		高富町	伊自良村	美山町	
基本健康診査	集 団	1,500円	無 料	1,000円	1,000円
	個 別	1,500円	未実施	未実施	
胃がん検診	集 団	1,000円	600円	500円	700円
大腸がん検診	集 団	500円	200円	500円	300円
子宮がん検診	集 団	1,000円	600円	500円	800円
	個 別	1,000円	未実施	未実施	
乳がん検診	集 団	1,000円	300円	500円	800円
	個 別	1,000円	未実施	500円	
肺がん検診 (レントゲン)	集 団	無 料	無 料	無 料	無 料
肺がん検診 (喀痰検査)	集 団	500円	300円	1,575円	300円
骨密度検査	集 団	500円	未実施	未実施	400円

【環境関係事業】

- (1) 可燃ごみの収集については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、新市においては各自治会との協議等により調整を図るものとする。
- (2) 不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの収集については、現行のとおりとする。

20 - 8 産業・建設関係事業

【小口融資制度】

小口融資制度については、中小企業者の経営安定を図るため、岐阜県の施策動向を踏まえながら引き続き実施し、若しくはこれに代わる制度を設ける。なお、制度を見直す場合には、借入残高のある者が制度改正により支障を来さないよう最大限に配慮する。

平成15年4月から予定されているペイオフ全面解禁に対応するため、制度の検討が必要になります。

【公営住宅】

公営住宅については現行のとおりとし、新市においても適正な維持管理に努めるとともに、公営住宅供給の推進を図るものとする。

入居者は現行の制度に基づいて引き続き居住できます。また、家賃についても現行制度のまま新市に引き継がれます。

【都市計画】

都市計画については現行のとおりとし、見直し等については新市において調整する。

都市計画区域(高富町全域のみ)は、現行のとおり新市に引き継がれます。

20 - 9 上・下水道関係事業

【上水道事業】

(1) 水道料金については、高富町の例による。ただし、中洞簡易水道雑用水使用料金については現行のとおりとする。

高富町は全域が上水道で、伊自良村は2つの簡易水道があり、簡易水道の統合に向けて整備が進められています。美山町では5つの簡易水道があり、統合することにより上水道に向けて整備が進められています。

水道事業は、給水人口によって上水道・簡易水道等に区分されます。給水人口が5千人を超えるものは、上水道とされますが、両者の技術基準・水質基準は、基本的に同じです。

新市の水道料金は次のとおりです。(消費税及び地方消費税が別途必要です。)

料率 口径別	基本料金(2ヵ月分)		超過料金
	料 金	水 量	1m3につき
13mm	1,340円	20m3まで	80円
20mm	2,060円		
25mm	2,700円		
30mm	3,040円		
40mm	5,460円		
50mm	7,980円		
75mm	16,820円		

例えば一般家庭で使用される平均的水量(口径13mmにより2ヵ月間で60m3使用した場合)の水道料金(消費税込)について比較すると次のようになります。

区 分	現行水道料金	新市水道料金
高富町上水道	4,767円	4,767円
伊自良村簡易水道	5,565円	4,767円

区 分		現行水道料金	新市水道料金
美山町	谷合・乾簡易水道	4,725円	4,767円
	富永簡易水道	4,725円	4,767円
	北武芸簡易水道	8,400円	4,767円
	中洞簡易水道	9,450円	4,767円
	上水道(平成19年3月31日まで)	6,405円	4,767円
	上水道(平成19年4月1日から)	8,400円	4,767円

(注) 美山町の簡易水道料金は、平成15年度から順次、上水道料金に移行することとされています。

(2) 水道臨時使用料金については、高富町の例による。

水道臨時使用料金は通常料金の3割増となります。

(3) 使用水量の検針は隔月とし、水道料金の徴収は毎月とする。

(4) 水道加入分担金については、高富町の例による。ただし、中洞簡易水道雑用水については、102,000円とする。

新市の水道加入分担金は、次のとおりです。

口径別	金 額
13mm	127,500円
20mm	204,000円
25mm	306,000円
30mm	408,000円
40mm	612,000円
50mm	1,019,500円
75mm	2,039,000円

現行の水道加入分担金は次のとおりです。

【高 富 町】 新市の水道加入分担金のとおりです。

【伊自良村】 176,000円(宅地1世帯又は1戸当たりの1区画につき)です。

【美 山 町】 5つある簡易水道のうち、富永簡易水道(給水区域:富永)を例に挙げると次のとおりです。

口径別	金 額
13mm	150,000円
20mm	300,000円
25mm	450,000円
30mm	600,000円
40mm	850,000円
50mm	1,000,000円

- (5) 新市において、上水道又は簡易水道の利用者が他で新たに上水道又は簡易水道の供給を受ける場合は、加入分担金を徴収しないものとする。(既設管を閉栓し、同口径以下で供給を受ける場合に限る。)
- (6) 臨時加入分担金は、廃止する。ただし、臨時使用の場合には、加入分担金相当額及び管理者が定める水道料金を予納する。

【下水道事業】

- (1) 農業集落排水施設使用料金については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、負担の公平性の観点から、新市において、従量制による料金体系の構築を図る。

高富町では赤尾地区・梅原地区・大桑地区、伊自良村では伊自良川左岸地区・伊自良川右岸地区で、農業集落排水施設の供用が開始されており、高富町の桜尾地区では、現在、農業集落排水施設を建設中です。

- (2) 新規加入負担金については、高富町の例による。

現行の新規加入負担金は、高富町が262,500円、伊自良村は242,000円です。

20 - 10 学校教育関係事業

【通学区域】

通学区域については、現行のとおりとする。ただし、教育的・社会的状況の変化に適切に対応するものとする。

美山北中学校と美山南中学校は、平成15年4月1日に統合され美山中学校となります。

【中学校生徒派遣事業】

- (1) 中学校生徒派遣事業については、平成15年度は現行のとおり新市に引き継ぎ、平成16年度以降は新市において調整する。
- (2) 新市においては、現行の伊自良中学校修学旅行を中学校生徒派遣事業として位置付けるものとする。

現在、高富町はオーストラリア、美山町は中国へ、選抜により派遣しています。伊自良村は中学校生徒の修学旅行として、北海道へ派遣しています。

20 - 11 社会教育関係事業

海外派遣事業については、新市に引き継ぎ、その内容については新市において調整する。

現在、伊自良村はアメリカ合衆国フローレンス市に青少年を派遣しています。

20 - 12 その他協議が必要な事業

【公共施設の名称等】

- (1) 公共施設の名称については現行の名称を基本とし、住民にとってわかりやすい名称となるよう調整する。
- (2) 公共施設の供用時間等については現行の運営方法を基本とし、住民の利便性に配慮するとともに、施設の利用実態に応じて統一するよう調整に努めるものとする。

名称変更となる主な公共施設

区 分	現 行 の 名 称	新 市 で の 名 称
消 防	山県消防組合消防本部	山県市消防本部
	山県消防組合南消防署	山県市南消防署
	山県消防組合北消防署	山県市北消防署
公民館	高富町中央公民館	高富中央公民館
	伊自良村中央公民館	伊自良中央公民館
	美山町中央公民館	美山中央公民館
	各地区公民館	「 地区公民館」「 公民館」に統一します。
保育園	中部保育所(高富町)	富岡保育園
	中央保育所(美山町)	青波保育園
	上記以外の保育所	「保育所」「保育園」に統一します。
その他	サングリーン児童公園(高富町)	星ヶ丘児童公園
	道の駅いじら(伊自良村)	上願ポケットパーク
	北武芸郷土研修室(美山町)	みやまジョイフル倶楽部
	北武芸運動場(美山町)	
	北武芸体育館(美山町)	
山県郡環境保全センター	山県市クリーンセンター	

【個人への補助金等】

- (1) 個人への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整する。
- (2) 3 町村で同一あるいは同種の補助金等については、統一を図るものとする。
- (3) 3 町村で独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。

個人への補助金等のうち主なものは次のとおりです。

チャイルドシート購入費助成金

6歳未満の幼児のためにチャイルドシートを購入した保護者で、保護者、幼児とも新市に在住する者に対し、購入価格の2分の1を助成(助成限度額10,000円)します。

高富町と美山町は、この制度を現在実施していません。

電動生ごみ処理機及び生ごみ処理容器(コンポスト)購入費助成金

購入価格の2分の1を助成(助成限度額15,000円)します。

助成額の1番高い高富町の例に統一しました。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金

新市において美山町の例により実施されます。

ただし、補助対象区域は、公共下水道認可区域を除く地域及び農業集落排水区域で本管に面していない土地とします。

【補助限度額】

6～7人槽 438,000円

8～10人槽 555,000円 等

高富町と伊自良村は、この制度を現在実施していません。

家屋災害見舞金

固定資産評価台帳による評価額の5割以上の被害を対象に、1件につき住家50,000円、非住家20,000円の見舞金を支給します。

伊自良村と美山町は、この制度を現在実施していません。

21 新市建設計画に係る事項

新市建設計画は、別添「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。